**葬儀後の諸手続一覧**※内容はあくまでも一般的なものになります。具体的な手続きは各自治体や窓口で異なりますので、必ずご確認ください。

期限	※内容は <b>種類</b>	あくまでも一般的	りなものになります。具体的な手続きは各! 項目	自治体や窓口で異なりますので、必ずご確認ください。 (情 <b>考</b>
2週間以内	国民年金	遺族基礎年金	遺族補償金の受取り 国民年金(遺族・基礎・寡婦)受け取り のための裁定請求	死亡者、受取人により遺族給付が変わります。 振み込を受け取る金融機関名と口座番号
		寡婦年金		
		死亡一時金	死亡一時金の受け取り 手続き	一時金として受け取る場合
	厚生年金	遺族厚生年金	更生年金保険受け取りの 裁定請求	死亡日から5年間、裁定請求をしないと年金 受給権が消滅します。
	共済年金	遺族共済年金		
	国民健康保険	葬祭費	埋葬料または埋葬費の 受け取り手続き (社会保険・国民健康保険)	死亡を証明する書類
	健康保険 (社会保険)	埋葬料(費) 家族埋葬料		事業主の証明 事業主の証明または死亡を証明する書類
	労災保険	葬祭料 遺族補償年金	労災による死亡の遺族(補償)年金 一時金の受け取り手続き	労災保険の年金で、業務上または通勤上の疾 病で死亡した時、給付されます。
	生命保険	死亡保険金	生命保険の受け取り手続き	勤務先で加入している保険などがあれば聞いて 必要書類を整えます。 住宅ローン(団体信用生命)も忘れないようにしま す。 最終の支払い保険の領収書
				申請期限は保険会社によって違う可能性あり。 申請書類にて要確認
	簡易保険	死亡保険金	簡易保険の受け取り手続き	死亡保険金請求、 入院給付金特約がある時は入院証明書 最寄りの郵便局へ要確認
	雇用保険	失業保険	雇用保険の資格喪失の届出	失業保険の受給者が、死亡時に支給されるべき失業 保険で、まだ支給されていないものがる場合一定の 範囲の遺族が支給を請求できます。 公共職業安定所に要確認
	会社役員の 死亡	役員の 変更登記	取締役の退社変更手続き	取締役死亡による退任等の申請を法務局へ。 (2週間以内) 取締役会議事録 株主総会議事録(社員総会議事録)
遺産分割協議終了後	銀行預金郵便貯金	名義変更	銀行預金・郵便貯金の引出と相続手続	銀行などが死亡を知ってから相続の手続きが完了するまでは支払いは停止されます。 依頼書、遺産分割協議書、預貯金証書 各金融機関に要確認(特に日本郵政公社)
	不動産	名義変更	所有権移転登記 貸付金・借入金の権利移転	相続と関係します。多額の借金を残して死んだ場合 相続放棄したり、遺産の範囲内に限定して相続する こともできます。このような場合は家庭裁判所に3カ 月以内に。相続財産のうち登記・登録の必要なもの は、チェックしましよう。 所有権移転(保存)登記申請書 除住民票(被相続人) 固定資産課税台帳登録証明書 遺産分割協議書(遺言)
	株券(株式) 社債·国債	名義変更	株式・社債・国債の名義変更	無記名債券でもマル優扱等所有者の名義が関係している場合があります。 名義書換請求書(株券、社債、国債等) 各証券会社・信託銀行に要確認
	電話	名義変更	電話加入権の継承届け	電話帳の名前の変更も忘れずに。 電話加入権承継届
	電気・ガス・水道	名義変更	NHK・電気・ガス・水道等の 銀行引き落とし口座変更	印鑑、通帳、領収書の控えを揃え、銀行に変更を依頼します。
	借地·借家	名義変更	借地・借家の契約	家主・地主への申し出
	所得税の 準確定申告		死亡した者の所得税の確定申告	会社で源泉徴収している場合は、原則として必要ありません。故人が確定申告をしていた場合は、相続人が4カ月以内に申告します。
	相続税の申告		相続税の申告	早めに相続専門の税理士へ相談しましょう。 相続税申告書、財産明細書等添付書類
	医療費控除による 税金の還付手続き		医療費控除による税金の還付手続き	医療費が10万円以上の場合、確定申告により控除 の対象になります。 その年の源泉徴収書・支出を証明する領収書
	自動車	名義変更	自動車税の納税義務消滅の申告	自動車検査証書書き換えによって、新しい所有者に 納税義務が移ります。 移転登録申請書、自動車権査証、 自動車検査記入申請書(遺産分割協議書)